別添五十一2・1・3・2・ホ「、又は」を同じ「最短距離が15㎜以下のもの」のように「、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75㎜を超えて取り付けられていない同一の機能を有する２個又は３個の相互依存型灯火等」を加える。

別添五十一2・1・3・6・の次に次を加える。

2.2.　「水平傾き」とは、自動車を3.に規定したとおりに設定した場合の配光と自動車を傾かせた場合の配光を比較した際に生じる角度をいう。

2.3.　「水平傾き調整装置」とは、前照灯の水平傾きを水平方向に調整する装置をいう。

2.4.　「傾き角」とは、自動車をその進行方向に平行で地面と接している軸を中心に回転させた際に、鉛直面と車両中央面によってできる角度をいう。

2.5.　「水平傾き調整装置信号」とは、制御信号、水平傾き調整装置への追加の入力信号及び水平傾き調整装置から自動車への操作信号をいう。

別添五十一5・1・3・3・の次に次を加える。

5.1.3.4.　自動車には、走行用前照灯に水平傾き調整装置を備え付けることができる。

5.1.3.4.1.　水平傾き調整装置を備え付けた場合は、水平傾き調整装置信号が正常に機能しているか否かを運転者席の運転者に表示するための装置を備えなければならない。この場合において、当該装置は水平傾き調整装置信号が正常に機能しなくなったときには、橙色信号灯が点滅し続けるものでなければならない。

5.1.3.4.2.　その他

5.1.3.4.2.1.　走行用前照灯に備え付ける水平傾き調整装置が正常に機能しなくなった場合は、特別な道具を使用することなく以下の措置を講じることができるものとする。

(a)　水平傾き調整装置を作動できないようにすること。

(b)　水平傾き調整装置を備え付けていない場合の走行用前照灯と同様となるように走行用前照灯を再配置すること。

別添五十一5・1・5・3・の次に次を加える。

5.1.5.4.　自動車には、すれ違い用前照灯に水平傾き調整装置を備え付けることができる。ただし、水平傾き調整装置が水平傾きを調整する範囲は、車両の傾き角を超えないものとする。

5.1.5.4.1.　5.1.5.4.の要件を確認するときは、以下の角度まで車両を左右に傾けた状態において確認するものとする。

(a)　備え付けた水平傾き調整装置の最大水平傾き調整角度

(b)　備え付けた水平傾き調整装置の最大水平傾き調整角度の半分の角度

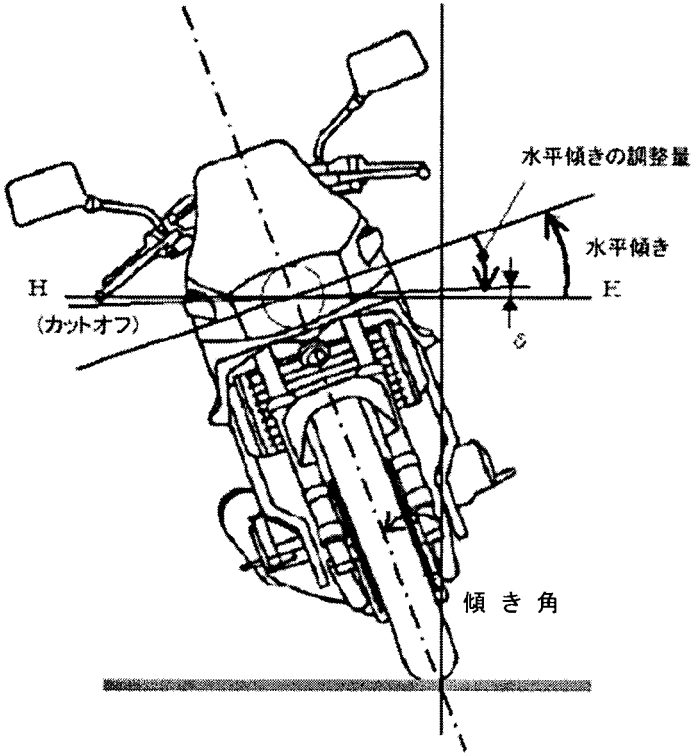
5.1.5.4.2.　水平傾き調整装置を備え付けた場合は、水平傾き調整装置信号が正常に機能しているか否かを運転者席の運転者に表示するための装置を備えなければならない。この場合において、当該装置は水平傾き調整装置信号が正常に機能しなくなったときには、橙色信号灯が点滅し続けるものでなければならない。

5.1.5.4.3.　すれ違い用前照灯に備え付ける水平傾き調整装置が正常に機能しなくなった場合は、特別な道具を使用することなく以下の措置を講じることができるものとする。

(a)　水平傾き調整装置を作動できないようにすること。

(b)　水平傾き調整装置を備え付けていない場合のすれ違い用前照灯と同様となるようにすれ違い用前照灯を再配置すること。

（参考図）




別添十一3・6・2・の次に次を加える。

3.6.3.　光源モジュールは、光源モジュール内の光源を他の光源と交換できないように設計されているものとする。

別添十五3・3・2・の次に次を加える。

3.3.3.　光源モジュールは、光源モジュール内の光源を他の光源と交換できないように設計されているものとする。

別添十六3・5・2・の次に次を加える。

3.5.3.　光源モジュールは、光源モジュール内の光源を他の光源と交換できないように設計されているものとする。

別添七十一3・3・2・の次に次を加える。

3.3.3.　光源モジュールは、光源モジュール内の光源を他の光源と交換できないように設計されているものとする。

別添七十一3・5・2・の次に次を加える。

3.5.3.　光源モジュールは、光源モジュール内の光源を他の光源と交換できないように設計されているものとする。

別添七十七別紙一2・1・ホ「1978年のＩＳＯ規格105」を「1994年のＩＳＯ規格105―Ｂ02における7.2.4.に定める方法４」に改める。